**岐阜県商店街にぎわい回復事業費補助金交付要綱**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年７月　９日制　　定　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和２年７月３１日一部改正

（総則）

第１条 県は、新型コロナウイルス感染症により減少した商店街のにぎわい回復を支援するため、商店街の関係団体が商店街のにぎわい回復のために積極的に取り組む事業に対し、予算の範囲内で、岐阜県商店街にぎわい回復事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和５７年岐阜県規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象団体）

第２条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助事業団体」という。）は、次に掲げるものをいう。

 （１） 商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）第５条第１項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

（２）　商店街の振興に寄与する商店街振興会、商店街発展会等の商店街団体

 （３） 商工会議所

 （４） 商工会

 （５）　中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第３条に規定する商店街の事業協同組合

 （６） 商業等の活性化を図る事業活動を行うことを目的として設立された、一般社団法人若しくは一般財団法人、中心市街地の活性化に関する法律（平成１０年法律第９２号）第７条第７項第７号に規定する特定会社又は特定非営利活動促進法(平成１０年法律第７号)第２条第２項に規定する特定非営利活動法人

　（７）　中心市街地の活性化に関する法律第１５条第１項第１号イに規定する中心市街地整備推進機構

 （８）　まちづくりの推進を図る事業活動を行うことを目的として設立された会社

　（９）　その他知事が適当と認める団体

２ 前項第２号及び第９号に掲げる団体は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

 （１） 代表者又は役員の定めがあること。

 （２） 定款又はこれに準ずる規約類が定められていること。

 （３） 収支の経理が明確にされていること。

（欠格事由）

第３条　前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業団体となることができない。

　（１）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。次号において「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　（２）　役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人その他団体（以下この条において「法人等」という。）

　（３）　役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人等

　（４）　役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団又は暴力団でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人等

　（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

　（６）　役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

　（７）　役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人等

（補助対象事業等）

第４条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、限度額、補助率並びに補助金の額は、別表１のとおりとする。ただし、商店街のにぎわい回復に係る事業に対する国の補助金、助成金等の交付の決定を受けた事業は、補助金の交付の対象としない。

（補助金の交付申請）

第５条 補助金交付申請書の様式は、別記第１号様式のとおりとする。

２　補助金交付申請書には、別記第１号様式において定める書類を添付しなければならない。

３ 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

４　補助事業団体は、補助金の交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額しなければならない。

（補助金の交付条件）

第６条 補助金の交付の決定には、規則第６条第１号から第４号までの条件が付されているものとする。

２ 規則第６条第１号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の２０パーセント以内の配分の変更とする。

３ 規則第６条第２号の知事の定める軽微な変更は、事業費の２０パーセント以内の減額及び事業計画の細部の変更とする。

４ 補助事業団体が規則第６条第１号から第３号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同条第４号の報告をしようとする場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

 （１） 規則第６条第１項及び第２号の承認　経費配分（事業内容）変更承認申請書（別記第２号様式）

 （２） 規則第６条第３号の承認　事業中止（廃止）承認申請書（別記第３号様式）

 （３） 規則第６条第４号の規定による報告　事業遅延等報告書（別記第４号様式）

（申請の取下げ）

第７条 規則第８条第１項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から１０日以内とする。

（契約等）

第８条　補助事業団体は、売買、請負その他の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

２　補助事業団体は、第１項の契約（契約金額１００万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

３　知事は、補助事業団体が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業団体は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

４　前３項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業団体は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第９条　補助事業団体は、補助金の交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　知事が規則第１４条の規定による確定を行った後、補助事業団体が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業団体が知事に対し、民法（明治２９年法律第８９号）第４６７条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業団体から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知若しくは民法第４６７条又は債権譲渡特例法第４条第２項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

（１）　知事は、補助事業団体に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

（２）　債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（３）　知事は、補助事業団体による債権譲渡後も、補助事業団体との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業団体と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

３　第１項ただし書に基づいて補助事業団体が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、岐阜県会計規則（昭和３２年岐阜県規則第１９号）の規定に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を行ったときに生ずるものとする。

（状況報告）

第１０条　補助事業団体は、規則第１１条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに別記第５号様式による事業遂行状況報告書を提出しなければならない。

（実績報告）

第１１条 実績報告書の様式は、別記第６号様式のとおりとする。

２　実績報告書には、別記第６号様式において定める書類を添付しなければならない。

３　補助事業団体は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

４ 実績報告書の提出期限は、知事が別に定める。

（補助金の支払方法）

第１２条 補助金は、規則第１４条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

２　補助事業団体は、別に知事が指定するところにより、別記第７号様式による補助金交付請求書（概算払により交付を受けようとする場合にあっては、別記第８号様式による概算払請求書）を提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第１３条　規則第４条の申請があった場合において、当該申請をした補助事業団体が第３条の規定に該当するときは、知事は、当該補助事業団体に対して、補助金の交付をしないものとする。

２　知事は、規則第５条の規定による交付の決定をした後において、当該の交付の決定を受けた補助事業団体が第３条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第１７条第１項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

３　前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第１８条第１項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１４条　補助事業団体は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第９号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

２　知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し等）

第１５条　知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容を変更することができる。

（１）　補助事業団体が法令若しくは法令に基づく知事の処分若しくは指示又はこの要綱に違反した場合

（２）　補助事業団体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（３）　補助事業団体が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合

（４）　交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類、帳簿等の保存期間）

第１６条 規則第２２条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認を受けた日）の属する年度の翌年度以後５年間とする。

（書類の提出部数）

第１７条　この要綱に基づき知事に提出する書類の部数は、１通とする。

（補助事業の表示）

第１８条　補助事業団体は、補助対象事業について、県から補助金の交付を受けて実施する旨を別表２に定めるところにより表示するものとする。

２　前項の表示に要する経費は、補助対象経費とする。

（情報管理及び秘密保持）

第１９条　補助事業団体は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

２　補助事業団体は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業団体又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業団体による違反行為とみなす。

３　本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（その他）

第２０条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和２年度分の予算に係る補助金から適用する。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表１（第４条関係） |  |  |  |  |  |
| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 限度額 | 補助金の額※2 |
| １ | 商店街イベント・集客プロモーション事業 | 商店街を中心とする地域のにぎわいを回復するために実施するイベント・集客プロモーション事業 | 報償費、旅費、消耗品費、修繕料、会議費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告宣伝費、保険料、委託料、使用料・賃借料及び雑役務費 | ３／４以内 | １事業当たり6,000千円  | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額と限度額とを比較して少ない方の額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額） |
| ２ | 商店街「新しい生活様式」事業 | 「新しい生活様式」※1の確立に資する次に掲げる事業(1)　テイクアウト、デリバリー等事業(2)　感染症感染防止対策事業(3)　その他知事が認める事業 | 報償費、旅費、消耗品費、修繕料、会議費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、広告宣伝費、保険料、委託料、使用料・賃借料及び雑役務費 | ３／４以内 | １事業当たり2,000千円 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額と限度額とを比較して少ない方の額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額） |

※1「新しい生活様式」：政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において提言された、新型コロナウイルス感染症等の拡大を防止することに着目した新しい生活スタイル

※2補助金の額が３００千円未満となる場合は、補助金の交付対象外とする。

別表２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  補助対象事業の標準的な表示方法 |  表　示　内　容 |  |
|  看板、銘板、広報紙、チラシ、パンフレ ット等 |  この○○は、岐阜県からの補助金の交付を受けています。 　　　　　　　　　　　　○年○月○日 　　　　　　　　 　　　 団　体　名 |
|  |  |  |
|  |  表　示 |  |
|  |
|  |

備考１　表示方法は、看板、銘板、広報紙、チラシ、パンフレット等による掲載等とする。

２　表示箇所は、目につきやすい箇所又は紙面の許す範囲とする。

３　表示された広報紙、チラシ、パンフレット等については、第９条に規定する実績報告書に添付するものとする。

別記

第１号様式（第５条関係）

 　　 第 号

 　　　　　 年 月 日

 岐阜県知事 様

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 名称

 　　　　　　　　　　　　　 代表者氏名　 　　 　印

　　　岐阜県商店街にぎわい回復事業費補助金交付申請書

 次のとおり標記補助金の交付を受けたいので、岐阜県補助金等交付規則第４条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１　事業区分

２　事業名

３ 事業に要する経費及び補助金交付申請額

 （１）事業に要する経費　　 　　 円

 （２）補助対象経費 　　　　 円

 （３）補助金交付申請額 　　 　　円

≪添付書類≫

　（１）事業計画書（別紙１）

　（２）事業費・補助金額積算内訳書（別紙２）

（３）事業主体の定款、規約その他これらに類するもの（第２条第２号又は第９号に掲げる団体に限る。）

　（４）事業主体の構成員名簿（第２条第２号又は第９号に掲げる団体に限る。）

　（５）事業主体が事業実施を議決した総会・理事会等の議事録の写し

　（６）収支予算書及び事業費内訳書（補助金申請額の算出根拠を明示したもの）

別紙１

事 業 計 画 書

１ 補助事業団体

（１）団体の名称

（２）所在地

（３）代表者

（４）構成員数（参加店舗数）

２　事業名

３ 事業の概要

（１）実施期間（「商店街イベント・集客プロモーション事業」でイベントを実施する場合は、イベント実施日を記入）

　（２）実施場所

 （３）事業内容

 （４）補助事業の表示の方法（要綱別表２を参考）

　（５）商店街の取組

４ 事業の目的及び効果

５　事業の効果を検証するための指標と目標数値（必要に応じて）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 目標数値 | 目標数値の算出方法 |
|  |  |  |

６　地域のまちづくり計画等との整合性（必要に応じて）

７　事業終了後の事業計画

８　国及び県の補助金の交付状況（新型コロナウイルス感染症に関するもの）

（１）国の補助金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 省庁名 | 補助金名 | 補助金額（円） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（２）県の補助金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 部署名 | 補助金名 | 補助金額（円） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

（３）県内市町村の補助金

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 部署名 | 補助金名 | 補助金額（円） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

別紙２

事業費・補助金額積算内訳書

（支出）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費の区分 | 事業に要する経費(円) | 補助対象経費(円) |  |
| 内訳及び積算 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |

（注）「内訳及び積算」の欄は、必要に応じ別表を添付すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業に要する経費 | 　　　　　　　　円 |
| 補助対象経費 | 　　　　　　　　円 |
| 補助金の額（補助率3/4） | ，０００円（千円未満の端数は切捨て） |

第２号様式（第６条関係）

　　　 　　第 号

　　　　年 月 日

 岐阜県知事 様

 　　　　　　　　　住所

 　　　　　　　　　名称

 　　　　　　　　　代表者氏名　　 　　 　印

岐阜県商店街にぎわい回復事業費補助金に関する経費配分（事業内容）変更承認申請書

　　　年 月 日付け　　　第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業の内容（経費の配分）について、下記のとおり変更の承認を受けたいので申請します。

記

１ 事業名

２ 変更の理由

３ 変更の内容

 （１）変更前

　　（２）変更後

　　注）変更後の事業計画書（別記第１号様式の別紙１及び別紙２のほか、変更内容が分かる書類を添付すること。）

第３号様式（第６条関係）

　　　 　　第 号

　　　　年 月 日

 岐阜県知事 様

 　　　　　　　　　　　住所

 　　　　　　　　　　　名称

 　　　　　　　　　　　代表者氏名　 　　 　印

岐阜県商店街にぎわい回復事業費補助金に関する事業中止（廃止）承認申請書

　　　年 月 日付け　　第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業を下記の理由により中止（廃止）したいので申請します。

記

１ 事業名

２ 中止（廃止）の理由

３ 中止の期間（廃止の時期）

第４号様式（第６条関係）

　　　 　　第 号

　　　　年 月 日

 岐阜県知事 様

 　　　　　　　　　　　　　住所

 　　　　　　　　　　　　　名称

 　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　 　　 　印

岐阜県商店街にぎわい回復事業費補助金に関する補助事業遅延等報告書

　　　年 月 日付け　　　第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業について、下記のとおり遅延するので報告します。

記

１ 事業名

２ 事業の進捗状況

３ 同上に要した経費

４ 遅延の内容と理由

５ 遅延に対する措置

６ 事業の遂行及び完了の予定

（遅延の理由を立証する書類を添付すること。）

第５号様式（第１０条関係）

　　　 　　第 号

　　　　年 月 日

 岐阜県知事 様

 　　　　　　　　　　　　　 住所

 　　　　　　　　　　　　　 名称

 　　　　　　　　　　　　　 代表者氏名　 　　 　印

岐阜県商店街にぎわい回復事業費補助金補助事業遂行状況報告書

　　　　年 月 日付け　　　第　　　号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業の遂行状況について、岐阜県補助金等交付規則第１１条の規定により報告します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費の区分 | 申請額 | 支払額 |
|  | うち補助対象経費 |  | うち補助対象経費 |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

第６号様式（第１１条関係）

　　　 　　第 号

　　　　年 月 日

 岐阜県知事 様

 　　　　　　　　　　　　 住所

 　　　　　　　　　　　　 名称

 　　　　　　　　　　　　 代表者氏名　 　　 　印

岐阜県商店街にぎわい回復事業費補助金実績報告書

　　　　年 月 日付け　　　第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する事業を完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第１３条の規定により報告します。

記

１　事業区分

２　事業名

３ 事業に要した経費及び補助金の額

 （１）事業に要した経費　　 　　 円

 （２）補助対象経費 　　　　 円

 （３）補助金の額 　　 　　　　　円

≪添付書類≫

・事業実績書（別紙１）

・事業費支出内訳書（別紙２）

・事業評価書（別紙３）

・収支決算書

・写真

・補助事業の表示をした広告紙、パンフレット、チラシ等

別紙1

事　業　実　績　書

１　事業名

２ 事業の内容

 （１）実施期間

　（２）実施場所

 （３）事業内容

　（４）実施方法

 （５）補助事業の表示の方法

別紙２

事業費・補助金額支出内訳書

（支出）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費の区分 | 事業に要した経費 (円) | 補助対象経費(円) |  |
| 内訳及び支出 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |

（注）「内訳及び支出」の欄は、必要に応じ別表を添付すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業に要した経費 | 　　　　　　　　円 |
| 補助対象経費 | 　　　　　　　　円 |
| 補助金の額（補助率3/4） | 　　　　　　　　　　円 |

別紙３

事　業　評　価　書

１　事業の効果

２　指標の目標数値の達成度

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 目標数値 | 達成数値 |
|  |  |  |

３　事業の問題点及び今後の改善策

４　次年度以降に予定している事業内容（取組）

第７号様式（第１２条関係）

　 　　　 第 号

 　 　　年 月 日

 岐阜県知事　様

 住所

 名称

 代表者氏名　　　　　　　　印

岐阜県商店街にぎわい回復事業費補助金交付請求書

　　　　年 月 日付け　　　第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

 　　　　　補助金請求額　　 円

＜振込先＞

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 預金種目 | 当　座・普　通 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義(ﾌﾘｶﾞﾅ) |  |

第８号様式（第１２条関係）

　　　　　　年　　月　　日

岐阜県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　印

岐阜県商店街にぎわい回復事業費補助金概算払請求書

　　　年　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた標記補助金について、岐阜県商店街にぎわい回復事業費補助金交付要綱第１２条の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額　　　　　　　　　円

＜内訳＞

交付決定額　　　　　 　　　　 　 円

既受領済額　　　　　 　　 円

今回請求額　　 　　 　 　　　　 円

残　　　額　　　　　 　　 円

＜概算払が必要な理由＞

＜振込先＞

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 預金種目 | 当　座・普　通 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義(ﾌﾘｶﾞﾅ) |  |

第９号様式（第１４条関係）

 第　　　　号

 年　　月　　日

　岐阜県知事　様

 住所

 　　　　　　　名称

 代表者氏名　　　　　　　　印

　　　年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

　岐阜県商店街にぎわい回復事業費補助金交付要綱第１４条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

　１　補助金額（知事が確定通知書により通知した額） 円

　２　補助金の確定時における消費税及び地方消費税に

　　　係る仕入控除税額　　 円

　３　消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に

 係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　 円

　４　補助金返還相当額（３－２） 円

（注）１　別紙として積算の内訳を添付すること。

　　　２　課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税及び地方消費税（以下、「消費税

等」という。）相当額が消費税等に係る仕入控除による減額等の対象額ではないこと。